

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 人事異動！ 事前に一報ください

この時期、ネットに「役員及び主要人事異動について」のお知らせを見かけます。さて、牟田事務所では、建設業許可の四要件として、頭、腕、ココロとカネと分けて表現しています。頭は経営者つまり取締役です。腕は技術者のことを指します。許可には、特に大事な人たちです。



株主総会

◇その役員改選、ちょっと待って！

あたま：経管（ケイカン）経営業務の管理責任者であり、建設業に関する経営経験が5年以上あることという条件があります。今回役員退任される方が建設業許可の経管になっておられませんか。残られる取締役の中に、**5年以上建設業の役員期間**がある方がいらっしゃいますか。またその**期間は、常勤**でなければなりません。他の企業との兼任の役員さんも多くあります。是非「常勤・非常勤」の確認をしましょう。勿論、この経管は常勤の取締役であれば、代表取締役である必要はありません。5月の定期株主総会が終わり登記が済んでからご連絡を頂き、「えっ！ 経管不在です。」では困ってしまいます。

◇60歳定年退職で嘱託になります。ちょっと待って！

うで：センギ（専任技術者）であり、許可業種についての相応の技術資格が必要です。

3月決算の事業所様にご連絡すると、「1級建築施工管理技士の部長が4月から嘱託になります。」と言われることがあります。嘱託にもいろいろありますが、**非常勤ではこまります。建設業許可の「専任技術者」も常勤が条件です！**ということになります。他に技術の資格を有する方はいらっしゃいますか。「現場の主任技術者がいるから大丈夫。」と言われることがありますが、この「専任技術者」は、各営業所で、建設工事に関する請負契約を適正に締結し、その履行を確保すること、と法律で決められており、一方主任技術者は、「請負業者は、工事施工に関する技術上の管理をつかさどる者で、所定の資格要件を満たす主任技術者を現場に配置すること」、つまり営業所に常駐する専任技術者と別人が主任技術者（配置技術者）となります。

大事な許認可手続き 嘱託のベテランが！

最近、許可の更新や変更についてご連絡を頂くことがあります。これまでは、ベテランの嘱託の方が一手に諸手続きをされておられたとのことで…。必要な事業年度終了届が提出されておらず5年分慌てて作成したり、なかには必要な資格者が不足して業種の「一部廃業」をせざるを得ないこともあります。ご心配な場合は、早めにご連絡ください。

知らないうちに
違法行為！！

★運送業★ 緑ナンバー再確認！

普段何気なくやっていること、「これくらいいいでしょ」が命取りにならないように！！

・レンタカーを事業用で使用できる？

これから繁忙期というところもあると思います。そんな時に車が故障して予備車もない！すぐに見つからない！という時もあります。そんな時、白ナンバーは使用できるのでしょうか？

⇒**できます！！**引越し等業種は限定されますが、事前に運輸支局に申請すれば繁忙期だけ**一時的に白ナンバーを使用することができる特例があります。**

他にも今は超短期リースなどがあり、レンタカーの『わ』ナンバーではなく、他の車両と同じように自社の車両として使用することができます。

手続きをせず、白ナンバーのまま使用すると

20日×違反車両数の罰則があります。



・緑ナンバーの車両を営業で使用も・・・OK

緑ナンバーは事業用の車両です。それを自家用の目的（営業、自社物の運搬）で使用することは可能なのでしょうか？

⇒**可能です。**ただ、いくら運賃もらわず自家用の目的で使用するといっても、ちゃんと**管理(点呼、日報、チャート紙等)が必要**です。

また、自家用で使用していいといっても**通勤はダメ！** 事業用のトラックはきちんと認可を取った車庫に帰らなくてははいけません。

ドライバーさんの自宅近くの空き地に駐車？車庫飛ばしになっちゃいます！！



・協力会社の許可 確認していますか？

今までは自社で運べたけど、2024年問題に対応するため時間外労働を減らさないといけない！そうすると自社で運べない分を協力会社さんをお願いすることも多くなってきます。

そもそも協力会社さんの許可確認していますか？

もし許可がなかったら・・・依頼した我が社にも重大な責任が出てきます。

貨物自動車運送事業法違反幫助にあたり、先日も大阪の運送会社が無許可業者に運送をさせたとして、代表者ら3名が書類送検されたと報道がありました。最悪、許可取消なんてことも！

2024年問題により、無許可営業が増加する可能性もあり、警察も国交省も警戒しています。うちの協力会社さんはトラックに緑ナンバーついてるし大丈夫！？

そのトラック、どこかの運送会社から借りてきているかも・・・。事前の確認をお願いします。

許可証紛失の場合、管轄の運輸支局で事業証明書を取得をすることもできます。ご相談ください。

無事故が一番

年度末 余裕をもって！

毎年のことですが、年度末、荷量も交通量も増えます。

何かと慌ただしくなります。ブレーキ早目、スピード控えめ気配り運転でお願いします。

★産廃業★

～要チェック！年度末確認リスト～

マイナンバーカードの駆け込み申請で地獄のようにごった返していた窓口がちょっぴり空いてきたなと思ったら、気づけば今年度もあと1カ月足らず。そう、年度末です。今年も年度末だからこそ忘れずに確認しておきたい産廃業のあれこれを上げておきたいと思います。年度末のチェックリストに使っていただければ幸いです。

✓ 経理要件の確認

産廃処理業許可の取得・更新には直近3年分の決算書の添付が必要です。

各県で経理要件（決算状況のライン）が定められており、これに満たない場合許可の継続が難しくなってしまいます。ここ2年ほど、コロナの影響でこの経理要件にかかってしまう事業者様も多く、診断書を付けての更新となるケースも多く見られました。

一時的な債務超過等であれば、経営診断書や金融機関の証明書添付で対応できることもありますが、これらの証明書の準備にもかなりの時間がかかります。特に更新年には、決算が確定する前に、経理要件について税理士先生へ相談しておくことで事前に対策できることが多いため、新年度になってからでなく、決算期の今！早めの対策をしておくことが大切です！！

✓ 役員・株主・使用人の確認

年度変わりには、会社の役員や株式の変更も多くあります。

産廃処理業では、欠格要件にかかる役員や株主、使用人は県のシステムに登録されており、これらに変更があった場合10日以内に届出が必要です。（登記が必要となる変更（役員・社名・所在等）の場合は30日以内）。合わせて、届出が必要な車両・駐車場といった施設関係についても、この機に変更がないか確認しておくことと安心です。未登録の車両でうっかり事故なんてあってはそれこそ大変です！

▼変更届の対象事項（愛知県）

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ○会社名称・所在地 | ○役員および法定代理人、5%以上の出資者（株主）、使用人 |
| ○事業の用に供する施設（車両、容器等） | ○保管施設の変更（追加、拡張等） |

✓ 直近の講習受講年の確認

産廃処理業許可の取得・更新に必須となる講習会のスケジュールも年度ごとに設定されています。新年度の講習は、3月末に翌年度の開催スケジュールが発表され、4月に一斉に受付が始まるため、年度末の今からであれば余裕をもって準備・申込みができます。

コロナの影響で開催方式も大きく変わっており（二段階方式（ネット講義・会場試験）への変更）、また、開催数や定員数が減ってしまい、以前よりも取りづらくなっています。更新直前の申し込み・受講では許可が遅れてしまうことも多く、受けたいときに受けられないようなことにならないように、自社の業許可更新がある年は早めにスケジュール確認をしておきましょう。

特に愛知県では、ここ2年ほど4・5月の講習開催がなく、早くても6月初週からの開催になっています。おそらく今年も同様と思われるので、更新時に有効期限切れがないよう（2年ごと・5年ごと）に早め早めに受講しておくことをお勧めします。また、複数の役員様で時期をずらして受講しておくこと、いざという時にも安心です。

★その他★ 電子契約書で業務効率化！



◆こんな便利な手、使わない手はない！

契約：口約束でも契約は契約。でも、言った言わないになると困るので契約書ですね。いつ、誰と誰が、どのような内容で約束したか。紙に日付や署名、記名押印で記す。ので、印紙税もかかりますし、何より、契約書の作成、印刷、製本、郵送、返送、保管の手続きも必要です。

ということで、最近では電子契約、書面での契約を電子化した「電子契約」が進んできました。特に、コロナ禍にあってテレワークが増え電子契約の導入が加速したように思います。

◆建設業でも、やっと電子契約（法改正！）

建設業では、法規制の影響から電子契約の導入が遅れていました。これまで、建設業で契約を締結する場合には、請負業者、発注者、下請業者を含んで当事者の書面契約が義務付けられていましたが、2020年に施行規則改正により、**請負契約、発注書、売買契約、賃貸借契約、保証契約**において電子契約の締結が可能になりました。

さて、便利な電子契約ですが、準備が必要です。まずは、**事前に契約相手から承認を得る**必要があります。そして、**電子署名（電子の印鑑）、タイムスタンプ（電子の日付）**もそろえて、契約の相手が出力により書面を作成できることも、条件となっています。

◆業務の効率化、コスト削減！ 自転車から自動車、ドローンかも！

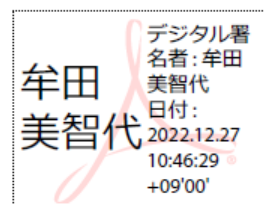
紙の契約書に比べ、作業の手間の一部が削減でき、ネット環境が整備されていれば時間や場所を選ばずに契約業務を進められます。契約書を印刷、収入印紙を添付して相手に郵送、返送後のファイリングの手間もなくなるわけです。紙の管理って大変ですよ。

特に、建設業の契約では莫大な契約金額がかかり、相応の収入印紙も必要ですよ。でも注意が必要です。電子契約書を印刷してから紙面に押印して交付すると、課税対象！収入印紙による納税が必要になりますので注意しましょう。

◆ドローン！ ドンドン（笑） ～電子署名、電子証明書～

こんな便利な手を使わない手はない！ということですが、「**電子署名**」やら「**電子証明書**」何だか耳慣れない言葉が出てきます。牟田事務所に法人設立を依頼されたお客様は、定款の最後に、こんな洒落たマーク⇒があります。これは、わたくしの行政書士の電子署名が間違いがない！

という電子証明書、**電子の印鑑証明**といったところでしょうか。電子署名が印鑑なら、電子証明書は印鑑証明書という感じですかね。そろそろ電子署名も準備しましょう！



行政には～GビズID～

会社から国への申請に関わる複数の行政サービスを、ひとつのアカウントでの利用が可能になります。GビズIDアカウントがあれば、今年1月から始まった建設業の電子申請やIT導入補助金や社会保険も同じアカウントで申請することができます。

GビズIDは、デジタル庁が運営していて、ネットを介して簡単にログインできるようになります。通常の電子証明書は有料で取得しますが、**GビズIDは無料で取得でき、電子証明書がなくても電子申請が可能**というわけです。

これが浸透すれば、河野太郎デジタル大臣の「行政DX」進みますよね。